### ○本会議において、再議に対して質疑

II

### (議員)

の主観のみである。再議の理由は客観性に乏しく、市長

地方自治法第176条第4項の再議は、議会の権限でない予算執行権を伴は、議会の権限でない予算執行権を伴は、議会の権限でない予算執行権を伴い議決に加わっているなど、明確な法が議決に加わっているなど、明確な法のを規則違反などがあった場合に適用すべき規定と理解している。

ないか。 環の再議を適用すればよかったのでは 議決の内容に異議がある場合は第1

#### (市長)

た条例案は、違法である。パブリックコメントも行わず提案されれが設置した検討会の答申を待たず、

違反する。い条例の内容は、SDGsの理念にもい条例の内容は、SDGsの理念にも

成の意見が出されました。○総務常任委員会において反対と賛する審査が行われ、12月議会の議決の

### (反対意見)

議会の議決は違法である。に広く意見公募を求めるべきであり、はなく、条例の提案に際しては、市民ることからも、一部の声を聴くだけでもに重大な影響を及ぼす条例であ

### 賛成意見)

とおりとすることに、問題はない。等に瑕疵や違法性はなく、先の議決の・本件議案の提出については、手続き

# | 決定することについて討論がありました。 | ○再開後の本会議において、再議について、12月21日の議決のとおり

# ( 先の議決のとおり決定することに反対 (2人) )

る。ど、必要な取り組みが行われた形跡がなく、市民への説明も皆無であど、必要な取り組みが行われた形跡がなく、市民への説明も皆無であ多様な意見を反映させるため、それに足りる十分な情報提供を行うな・本件議案は、政策形成過程において、市民的議論を大いに触発し、

に反するか否かである。された憲法、法律、条例の各規定に違反するか否か、SDGsの理念また、論点は、再議書で示された再議の理由の妥当性であり、指摘

終始した。これは明らかな論点のすり替えだ。切触れられていない議会の議決権や会議規則、議会運営などの議論に委員会における各委員の論点は、本質から外れ、再議書において一

問題があったのではないか。り立つため、市民参画手続きが必要であり、同議案の提案プロセスに・市民生活に影響を及ぼす条例制定は、市民の理解があって初めて成

?《再議に付された条例案》の中身について審議が行われていない。委員会審査では、市長の再議が妥当かどうかの議論に終始し、肝心

# ( 先の議決のとおり決定することに賛成 (1人) )

ム」も行っており、憲法違反との指摘は当たらない。た、多くの市民や事業者等の声を聴くために、会派で「市民フォーラー日も早く、現在の職場の環境改善を望む多くの声を聴いている。まこで働く従業員を含め、さまざまな場面で、さまざまな意見を聴き、明石商工会議所が要望書を提出してから5年の間に、特定工場、そ

るため、条例提案に至った手続きに違法性はない。 定数の賛成者を得て、議員提出議案として議会に提出することができ 議員は地方自治法や本市議会の会議規則に基づき、同法が定める一

排出量を抑制できると考えている。いない。環境基準に適応した新建屋の建築により、間違いなくCO2削減効果があまり認められない「緑のみ」に頼るのは、時代に合って、また、CO2削減、カーボンニュートラルが求められる中、CO2

る。 工場立地法のとおり、国の定める範囲内で制定する条例は適法であることにより、工場内の緑地・環境施設面積が増えることになる。 現在、工場立地法に既存不適格な特定工場は、現建屋を建て替えす

Sおよび環境基本法違反には該当しない。面のバランスの取れた社会を目指していることは明白であり、SDG」また、経済面だけを重視するのではなく、環境・社会・経済の三側

#### 

### 審査申立書の主な内容

- ないにもかかわらず提出されている。れていない。また、緊急性や合理的な理由が見当たらび明石市自治基本条例が求める市民参画手続きが踏ま・本件議案は、提出にあたり、憲法、地方自治法およ
- の理念に違反するとともに環境基本法に違反する。の三側面のうち経済面のみを重視しており、SDGs・本件議案は、SDGsが示す「環境・社会・経済」

を求める。ているため法令に違反する。本件議決を取り消す裁定ているため法令に違反する。本件議決を取り消す裁定以上のことから本件議案は、市の条例制定権を超え

### りかり

### 弁明書の主な内容

- 号により、条例の制定は議会の権限とされている。を制定することができ、地方自治法第96条第1項第1・地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例
- に対して提出できる議案提出権が認められている。・議員には地方自治法第112条により、議案を議会
- 違法性はない。・本件議案は、請願を踏まえて提出されたものであり
- 的な理由がある。したため、やむを得ず議案提案したものであり、合理したついての明確な回答が得られないまま1年が経過・請願が採択されたにもかかわらず、条例制定の見通
- 象外である。参画のみを対象とするもので、議会活動への参画は対き画のみを対象とするもので、議会活動への参画は対・明石市市民参画条例は、市長が行う市の政策等への
- で定められた範囲内で制定されている。・本件議案は、工場立地法第4条の2に基づき、同法
- 法違反を主張するが、具体的な主張ではない。く法的拘束力はない。また、SDGs違反や環境基本・SDGsは、あくまでも目標であり、法規範性はな

することを求める。 においても何ら違法な点はなく、本件審査申立を棄却 以上のことから本件議決は、手続面、内容面いずれ